

許認可等の申請に対する処分の審査基準 個票

所属名： 環境部清掃施設課

許認可等の名称	計量カードの貸与・貸与変更・再貸与
根拠法令等の条項	豊田市一般廃棄物処理施設条例（昭和 37 年条例第 14 号）第 7 条 豊田市計量カード貸与要綱
法令等の定め 又は概要	<p>【豊田市一般廃棄物処理施設条例】 （利用者の責務）</p> <p>第 7 条 利用者は、処理施設の利用に際しては、この条例の規定、第 4 条第 2 項に規定する条件及び市長の指示に従わなければならない。</p> <p>【豊田市計量カード貸与要綱】 （計量カードの貸与）</p> <p>第 2 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 7 条の規定により市長の許可を得た者のうち、豊田市一般廃棄物処理施設管理規則（平成 7 年規則第 2 号。以下「規則」という。）第 3 条の規定により市長の許可を得た者及び特に市長が必要と認めた者は、市長に計量カード貸与／貸与変更／再貸与申請書（様式第 1 号。以下「様式第 1 号」という。）を提出し、搬入車両ごとに計量カードの貸与を受けなければならない。</p> <p>2 計量カードの貸与を受けている車両は、当該計量カードが有効な限り、重ねて計量カードの貸与を受けることができない。</p> <p>3 計量カードの有効期間は、規則第 3 条の規定により、許可された利用許可期間の満了する日までとする。</p> <p>（計量カードの貸与変更）</p> <p>第 3 条 計量カードの貸与を受けている者は、第 2 条第 1 項の規定により提出した様式第 1 号の内容に変更が生じたときは、市長に様式第 1 号を提出し、その内容を変更しなければならない。</p> <p>2 計量カードの貸与を受けている者は、搬入車両に異動を生じたときは、当該計量カードを添えて、市長に届け出なければならない。</p> <p>（計量カードの再貸与等）</p> <p>第 4 条 計量カードの貸与を受けている者は、計量カードの亡失又は損傷を認知したときは、直ちに、その旨を計量カード亡失等届出書（様式第 2 号。以下「様式第 2 号」という。）により、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 計量カードの貸与を受けている者は、前項の規定により、様式第 2 号を市長に提出したときは、併せて計量カードの再貸与を受けようとする旨その他の事項を記載した様式第 1 号を市長に提出して、計量カードの再貸与を受けなければならない。ただし、計量カードの再貸与を要しないときは、様式第 1 号により、計量カードの貸与枚数を変更しなければならない。</p>

	<p>3 前項本文の規定により、計量カードの再貸与を受けようとする者は、現に貸与を受けている計量カードを亡失した場合を除き、当該計量カードを市長に返納の上、再貸与を求めなければならない。</p> <p>4 市長は、第1項の規定により、様式第2号が提出された場合において、計量カードの亡失又は損傷の理由が、計量カードの貸与を受けている者の瑕疵によると認められるときは、計量カードの実費相当額を徴収するものとする。</p>
<p>審査基準</p>	<p><b>1 要件</b>  豊田市一般廃棄物処理施設管理規則第3条の規定により市長の許可を得た者のうち、次の各号に掲げるものに計量カードを貸与する。  (1) 廃棄物処理法第7条の規定により市長の許可を得た者  (2) 特に市長が必要と認めた者</p> <p><b>2 提出書類等</b>  (1) 計量カード貸与／貸与変更／再貸与申請書（様式第1号）  (2) 計量カード亡失等届出書（様式第2号）  ※計量カードを損傷又は亡失等した場合のみ必要  (3) 計量カード  ※搬入車両に異動を生じたとき及び計量カードの再貸与を受けようとするとき（現に貸与を受けている計量カードを亡失した場合を除く。）のみ必要</p> <p><b>3 申請場所</b>  清掃施設課（渡刈町大明神 39-3 渡刈クリーンセンター管理棟2階）</p>
<p>設定年月日</p>	<p>令和元年11月1日（最終更新：令和4年2月1日）</p>
<p>標準処理期間</p>	<p>7日</p>